

令和8年度県内高校・県内大学での講座の参加企業調整等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度県内高校・県内大学及び県外大学での講座の参加企業調整等業務

2 委託業務の目的

本県では、20～24歳の就職を理由とした転出超過が社会減の最大の要因であることから、新規学卒者の大学卒業後の県内企業への就職を促進することを目的として、広島県内就職までの意識・行動のステップアップモデル図【別紙参照】を設定し、就活前の早期段階から、生徒・学生が県内企業の仕事や広島のライフスタイルの魅力に触れる機会を提供し、地元就職及び広島県へのUIJターン志向を高めるための取組を行っている。

本業務では、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校（以下「高校等」という）、大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という）の授業で参加生徒・学生に、県内企業を知る機会を提供し、広島への愛着及び県内企業への興味・関心を高め、県内就職意識醸成を図るための講座を実施するに当たり、参加企業の候補選定及び連絡調整、参加企業・生徒及び学生のアンケート集計及び分析を委託する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の種類

委託業務は次の2業務とする。

(1) 県内高校等での企業の出前講座

参加する企業の候補選定及び連絡調整と参加企業・教員・生徒のアンケート集計及び分析

(2) 県内大学等及び県外大学での業界研究講座

参加する企業の候補選定及び連絡調整と参加企業・学生のアンケート集計及び分析

5 委託業務の実施数

(1) 県内高校等での企業の出前講座

・開催校数：45校（45回）予定

調整企業数	120社予定
参加生徒数	6,000人予定

・開催期間：6月～2月頃

<参考>

令和6年度実績：県立・私立40校（44回） 企業99社 参加生徒数約5,664人

令和7年度実績見込：県立・私立30校（31回） 企業72社 参加生徒数約3,800人

(2) 県内大学等及び県外大学での業界研究講座

<県内大学等>

・開催校数：20校（40回）予定

調整企業数	75社予定
参加学生数	2,400人予定

・開催期間：5月～2月頃

<参考>

令和6年度県内大学実績：18校（33回） 企業69社 参加学生数約2,300人

令和7年度県内大学実績見込：19校（34回） 企業70社 参加学生数約2,000人

6 委託業務の内容

(1) 県内高校等での企業の出前講座

ア 参加企業の候補選定及び連絡調整

- (ア) 契約締結後、県から受注者へ実施予定校リスト（実施予定校、実施希望日、希望受入企業、参加予定生徒数等）を提供する。受注者は、実施予定校リストに基づき年間の作業工程表を作成し、県に報告すること。
- (イ) 実施予定校リストは、上記5（1）の予定回数に達するまで更新があるものとし、実施希望日等の詳細が決まっていない各高校等については、各高校等の実施希望日の概ね3か月前までに、実施予定校リストを更新し県から受注者へ提供する。受注者は実施予定校リストに基づき作業工程表を更新し、適宜県に報告すること。
- (ウ) 受注者は、参加企業数を1校当たり1社程度とし、各企業と日程調整をすること。ただし、クラス別実施などの開催希望の場合は1校当たり最大8社程度となることがある。
- (エ) 受注者は、参加企業の選定に当たり広島労働局HPで「労働基準関係法令違反に係る公表事案」を確認し、該当企業は除外すること。また受注者は、参加企業の調整状況は、エクセルファイル等で随時県に報告すること。
- (オ) 受注者は、実施予定校リストにおいて、希望受入企業が複数ある場合は、リストに示す希望順位に従い企業と調整を行うこと。希望受入企業がない場合もしくは調整が難しい場合は、高校が所在する市町に本社又は主要事業所がある企業、卒業生の就職実績がある企業等を考慮し、候補企業リストを作成して県に確認を得たうえで調整を行うこと。
- (カ) 受注者は、参加企業を各高校等の実施希望日の概ね2か月前までに決定し、決定次第、参加企業名、参加企業の担当者連絡先、当日の登壇者情報等を県に報告すること。
- (キ) 参加企業決定後、実施日の概ね1か月前までに前出講座当日の集合時間・集合場所及びタイムスケジュール等を記載した学校調整シートを県から受注者へ提供する。受注者は、当該シートを参加企業へメールにより送付すること。
- (ク) 参加企業については、県公式サイト「Go!ひろしま」に企業情報を掲載することを条件とするため、受注者は掲載のない企業への掲載案内、及び情報登録が1年以上経過している企業への更新案内を併せて行うこと。また、県が提供する参加企業向けの動画の視聴を促すこと。
- (ケ) 受注者は、実施日の1週間前までに参加企業に対し、集合時間・集合場所及びタイムスケジュール等の周知を再度行うこと。

イ アンケートの実施・集計及び分析

- (ア) 受注者は、参加企業向けアンケートフォームを準備し、アンケートを実施すること。その結果をエクセルファイル等で集計し、まとめること。なお、アンケートの内容は県が指定するものを使用すること。
- (イ) 受注者は、実施教員向けアンケートフォームを準備し、アンケートを実施すること。その結果をエクセルファイル等で集計し、まとめること。なお、アンケートの内容は県が指定するものを使用すること。
- (ウ) 受注者は、参加生徒向けアンケートを作成すること。なお、参加生徒向けアンケートは、各校が紙で実施し、各校から受注者へ郵送等にて提出されるため、その結果をエクセルに入力・集計し、まとめること。
- (エ) 受注者は、参加企業及び参加生徒のアンケートの結果をアンケート回収後、概ね1か月以内に県に報告すること。なお、(1)アの企業調整を実施せず、生徒アンケートのみを実施するものも数に含んでいる。
- (オ) 受注者は、全校終了後は、全アンケート結果を取りまとめた実施結果（総括）を県に報告すること。

(2) 県内大学等及び県外大学での業界研究講座

ア 参加企業の候補選定及び連絡調整

- (ア) 契約締結後、県から受注者へ大学等予定リスト（実施予定大学等、実施希望日、希望受入業界、参加予定学生数等）を提供する。受注者は大学等予定リストに基づき、年間の作業工程表を作成し、県に報告すること。
- (イ) 大学等予定リストは、上記5（2）の予定回数に達するまで更新があるものとし、実施希望日等の詳細が決まっていない各大学等については、各大学等の実施希望日の概ね2か月前までに、県が大学等予定リストを更新し受注者へ提供する。受注者は大学等予定リストに基づき、作業工程表を更新し、適宜県に報告すること。
- (ウ) 受注者は、大学等予定リストの希望受入業界等の情報に基づき、参加企業数を1回当たり2～3社程度とし、候補企業として倍数程度リストアップすること。大学の希望によっては、1校当たり最大5社程度となることがある。
- (エ) 候補企業のリストアップにあたっては、次に挙げるような事業に魅力を持った企業や、働きやすい環境づくりに取り組む企業などを中心に、キャリア教育としてふさわしい企業とする。

なお、実施校卒業生である「ひろしま就活サポーター」（※県内企業の若手社員を県が任命）が在籍する企業があれば、優先する。

また、大学等の要望により、大学等での専門分野における学びが産業の現場で生かされていることを伝えるような専門性の高い内容で講座を実施する場合は、受注者、県、大学等関係者により必要に応じて事前協議等を行った上で、要望に沿う企業をリストアップすること。

（事業に魅力を持った企業 例）

- ・広島県の「ものづくりオンリーワンナンバーワン企業」
- ・「ひろしまユニコーン10プロジェクト」参加企業
- ・「ひろしまサンドボックス」事業参加企業
- ・地域未来牽引企業（経済産業省）
- ・「ザ・広島ブランド」（広島市）など県内市町の認定企業

（働きやすい環境づくりに取り組む企業 例）

- ・広島県奨学金返済支援データベース登録企業
- ・ユースエール認定企業（厚生労働省）
- ・くるみん、プラチナくるみん認定企業（厚生労働省）
- ・えるぼし、プラチナえるぼし認定企業（厚生労働省）
- ・「グリーンな企業プラットフォーム」（福山市）など県内市町の認定企業

- (オ) 調整が難しい場合は、候補企業を再度リストアップし、内容について県に確認のうえ再度調整を行うこと。また、受注者は、広島労働局HPで「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に該当していないか必ず確認すること。受注者は、参加企業の調整状況について、エクセルファイル等で随時県に報告すること。
- (カ) 受注者は、参加企業を各大学等の実施希望日の概ね1か月前までに決定し、決定次第、参加企業名、参加企業の担当者連絡先、当日の登壇者情報等を県に報告すること。
- (キ) 参加企業については、県公式サイト「Go!ひろしま」に企業情報を掲載することを条件とするため、受注者は掲載のない企業への掲載案内を併せて行うこと。また、県が提供する参加企業向けの動画の視聴を促すこと。
- (ク) 業界研究講座当日の集合時間・集合場所及びタイムスケジュール等を記載した大学調整シートを、参加企業決定後、実施日の概ね3週間前までに県から受注者へ提供する。受注者は、当該シートを参加企業へメールにより送付すること。
- (ケ) 専門性の高い内容で講座を実施する場合等において、企業、大学、県で事前打合せを行う

場合の、参加企業への案内及び日程調整を行うこと。

- (コ) 受注者は、参加企業に対し就活スターティングサイト「Go!ひろしま」のコンテンツとして掲載する社員インタビュー原稿の作成及び写真の提供を依頼し、回収して県に提出すること。

(参考) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uj/hiroshima-interview.html>

- (サ) 受注者は、実施日の1週間前までに参加企業に対し、集合時間・集合場所及びタイムスケジュール等の周知を再度行うこと。

イ アンケートの実施・集計及び分析

- (ア) 受注者は、参加企業向けアンケートフォームを準備し、アンケートを実施すること。その結果をエクセルファイル等で集計し、まとめること。なお、アンケートの内容は県が指定するものを使用すること。
- (イ) 参加学生に対しては、各大学等にて県がアンケートを実施する。参加学生のアンケート結果については、エクセルファイルで県から受注者へメールにて提供するため、集計し、まとめること。
- (ウ) 受注者は、参加企業及び参加生徒のアンケートの結果をアンケート回収後、概ね1か月以内に県に報告すること。なお、(1)アの企業調整を実施せず、学生アンケートのみを実施するものも数に含んでいる。
- (エ) 受注者は、全校終了後は、全アンケート結果を取りまとめた実施結果(総括)を県に報告すること。

7 実施体制の確保について

受注者は、委託業務の実施にあたり、必要な要員や資材等を確保・配置するとともに、責任者及び副責任者を明らかにすること。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

(2) 完了報告等

委託期間終了後、10日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 委託業務(再委託した場合を含む)の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。なお、県からの要求をもってしても改善が望めないと認められるときは、契約を解除する場合がある。

(4) 機密の保持

受注者は、委託業務(再委託をした場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託業務の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。委託業務終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受注者は、委託業務(再委託をした場合を含む)を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、個

個人情報保護法、別記「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 肖像権、著作権等に関する取扱い

ア 委託業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受注者においてその責を負うこと。

イ 委託業務により発生した成果物等に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受注者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。また、県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。

9 その他

(1) 受注者は、委託業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。

(2) 受注者は、委託業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。

(3) 受注者は、委託業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 契約の締結、委託業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受注者が負担すること。

(5) 委託業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受注者に協議を申し出る場合があり、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。

(6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。

(7) 不測の事態により、委託業務の実施が厳しくなる場合には、直ちに両者協議の上、これを解決するものとする。また、中止の判断をした場合、それまでの準備に要した経費は、県が支払うこととする。

(8) 本業務は、国の交付金を活用した事業であるため、支出報告書を作成し、本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を、本業務終了後5年間に達する年度末まで整備すること。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。